

仕様書

1 委託する業務名

飲食店等での大分県産食材販路開拓業務

2 業務の趣旨・目的

「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下、「流対本部」という）では、これまで拠点となる市場に対するシェア拡大や取扱店舗等の増加などをおして、大分県産農畜水産物（以下、「県産食材」という）の販路開拓に努めてきた。

本業務では、県産食材のさらなる消費拡大を進めるにあたり、「県にゆかりのある飲食・食品メーカー（※1）」のネットワーク等を活かしながら、飲食店等での県産食材のさらなる販路拡大を進めるため実施するものである。

※1「県にゆかりのある飲食・食品メーカー」とは、県内に生産拠点を有する企業（関係会社を含む）、または県産食材の流通・食品製造・加工を行う県内外の企業を指すものとする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、流対本部と協議の上、実施すること。

（1）大分県にゆかりのある食品・飲料メーカー（以下、県にゆかりのある企業）と連携した飲食店でのフェアの実施

ア フェアの実施

（ア）参加飲食店の募集・選定・報告

- ・福岡等九州圏内を中心にチェーン展開や複数店舗・業態を展開する飲食企業など、まとまりをもった飲食店（20店舗程度）で「おおいたフェア」を実施すること。
- ・参加飲食店は、県にゆかりのある企業の飲食料や調味料の取引があること。飲料であれば料理とのペアリング、調味料であればその特徴活かした料理を提供するとともに、それらをメニュー等で周知するなど、大分県の味力発信につながる取組を実施すること。
- ・1店舗あたり、3品目以上の県産食材を使用すること。

ーうち1品目は、白ネギ・高糖度かんしょのうちいずれかを使用すること。

※畜産品は、おおいた和牛、米仕上げ牛、米の恵み（豚肉）、おおいた冠地どりとする

水産品は、かぼすブリ、かぼすヒラメ、ハモ、関あじ、関さば、養殖ブリ、

クルマエビ、豊後別府湾ちりめんとする

その他の品目は、「The・おおいた」ブランドのホームページ
(<https://theoita.com>) に掲載の「おおいたの産品を知る」
(<https://theoita.com/sanpinintro/>)にある野菜・果物・きのことする。
—うち1品目は、新規取扱（以前に取扱があったものの現在利用していない品目
を含む）とすること。

- ・フェアに参加する店舗ごとに担当者を定め、担当者名を記したリストを作成の上、実施30日前までに流対本部に提出すること。リストの項目は別途流対本部と協議の上、決定するものとする。
- ・フェアで使用する県産食材と食材の仕入れ方法について事前にとりまとめて流対本部に報告すること。
- ・原則として、フェアで使用する県産食材の仕入れ方法は参加店の既存取引先を介した物流、商流を活用すること。既存取引先からの物流、商流の構築が難しい品目（新規取扱品目など）場合は、流対本部に報告し、既存取引先とのバッティングが起きないように十分配慮したうえで新規取引先の選定を行うこと。

（イ）参加飲食店での大分県の味力等の発信

- ・受託者はフェア開催にあたり、広告費として概ね100万円以上を使用しSNS広告等で複数回事前告知を行うこと。また、事前告知の実施に当たり、告知方法と内容、ターゲットの設定や告知した結果内容は都度流対本部に確認をとること。
- ・受託者はフェアの内容と大分県産食材の味力発信に関する販促物を作成し（※ノベルティの作成は不可）、各店舗に配布すること。また、フェア開催中は当該販促物を各店舗の目立つ場所に掲示するよう働きかけを行うこと。
- ・参加飲食店において、使用している県産食材の特徴や品質等を明示するなど、味力発信につながる取組を行うこと。メニュー等への表示のほか、流対本部が別途提供する資材（のぼり、ミニのぼり、ポスター等）等の設置を行うこと。
- ・フェア実施中に掲示状況を確認すること（写真での記録を含む）。

（ウ）開催時期

令和7年12月から令和8年3月までの間に1か月程度実施

※実施時期については、流対本部と協議の上決定する。

（2）フェアを契機とした継続的な取引調整支援

ア 参加店舗との調整、継続取引を促す取組

- ・フェアを契機とした継続的な取引に繋げるため、フェア開催前に参加店舗のバイヤー等を連れた産地ツアーを企画・実施すること。
- ・参加店舗との継続的な取引に向け、店舗と産地との商流や物流等の調整、働きかけを行うこと。また、県にゆかりのある企業やフェアの企画等を行う企業の物流ネットワーク等を活かした商流や物流がつながるよう調整、働きかけを行うこと。

- ・青果物は市場経由での調達を基本とし、可能な限り直売施設等からの直接配送は避けること。
- ・本事業を通じてつながりができた飲食店関係者、市場関係者に対して、流対本部が独自にアプローチを行う場合は、これをフォローすること。

イ メニュー開発等に係るサンプルについて

- ・参加店舗から食材のサンプル提供依頼があった場合は、配送料を含めた一切の費用を委託料の中から捻出し、サンプル提供を実施することを原則とするが、不足する場合は別途流対本部から支出することもできる。

(3) 参加飲食店に対するアンケートに関する業務

ア 実施内容

今後の販売戦略やブランディング強化に活用するため、県産食材に関するアンケートを参加店舗あるいはとりまとめ責任者を対象に実施する。

イ 実施時期

4 (1) の事業実施後

ウ 実施方法

- ・参加飲食店等に対してアンケートを実施し、流対本部へ報告すること。
- ・アンケートの方法や質問項目は、今後の継続取引につなげるための有効な項目を設定し、流対本部と協議の上決定すること。

5 成果物の提出

委託業務終了後、実施結果をとりまとめた実績報告書（任意様式）を紙媒体1部及びDVD-ROM1枚で流対本部に提出すること。成果物の提出期限は令和8年3月31日（火）までとする。

なお、本業務により制作したイラスト、画像、写真データ等一切の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に流対本部に無償で譲渡するものとする。
- ・流対本部は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・受託者は、流対本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の留意点

- ・事業で制作した一切の著作物は、特段の理由がない限り流対本部に帰属する。
- ・打合せはキックオフ、事業実施前2回、成果品納入時の4回を基本とし、必要に応じ双方の協議の上、随時実施するものとする。打合せの内容の整理は受託者が行う。なお、販促・周知ツール作成に係るデザイン等の校正については、必ず流対本部に確認し、必要に応じて協議するものとする。
- ・受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ・受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・委託業務の遂行にあたり、内容については流対本部側からの提案も踏まえ、協議の上最終決定すること。また、疑義が生じた場合は、流対本部と十分協議すること。
- ・委託事業実施に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合には、流対本部と受託者の間で実施内容や委託費用の調整に係る協議を行う。この件における協議のタイミングや協議内容は流対本部の判断で実施する。
- ・委託業務に関しては、流対本部からの提案も踏まえ、協議の上決定する。